

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため、地方公共団体が率先して障害者を雇用することの重要性にかんがみ、その雇用の状況を公表するとともに、平成18年度の給与構造改革等による昇給制度の変更に伴い、公表項目を改める。

2 規則の概要

(1) 任命権者が知事に対し報告する事項を次のとおり改める。

ア 「公表年度の6月1日における障害者の雇用の状況」を追加する。

イ 「前年度における職員の昇給期間の状況」を「前年度における昇給への勤務成績の反映状況」に改める。

(2) 施行期日は、公布日とする。